

感染症による出席停止と手続きについて

保健室より

出席停止について

下記の感染症にかかった場合、所定の期間出席停止となります。治癒後、登校した際に担任に治癒報告書を提出してください。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の基準

学校保健安全法施行規則第18条 第19条

	感染症の種類	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん (三日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで(目安として、異なった日の喀痰の塗抹検査の結果が連続して3回陰性となるまで)
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

(平成27年1月21日 学校保健安全法施行規則改正)

感染症にかかってしまったら

- ・「クラス・氏名・感染症名・発症日・部活動」を学校まで連絡してください
- ・上の表の出席停止期間+主治医から登校の許可ができるまで出席停止となります
回復するまで安静にし、ゆっくり休んでください
- ・感染症から回復し登校する際には出席停止の手続きのため、**保護者が記載した『治癒報告書』**を持参し担任の先生まで提出してください
- ・松戸高校の様式の治癒報告書を使えば医療機関の高額な診断書等は不要です
- ・**治癒報告書は市松ホームページよりダウンロードできます。**
病院発行の診断書・治癒証明書でもかまいません。(病名・出席停止期間・医療機関名)が書いてあれば様式は問いません。

(例) インフルエンザで出席停止になった場合の出席停止期間の数え方

インフルエンザ!?
登校再開はいつになる?

原則 発症後、5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで出席停止です。

※1 発熱中 ※2 解熱 ※3 登校可能

発熱期間	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
2日間	発熱中	発熱中	解熱	解熱	解熱	登校可能	登校可能	登校可能
3日間	発熱中	発熱中	発熱中	解熱	解熱	解熱	登校可能	登校可能
4日間	発熱中	発熱中	発熱中	発熱中	解熱	解熱	登校可能	登校可能
5日間	発熱中	発熱中	発熱中	発熱中	発熱中	解熱	登校可能	登校可能

※1 発症日翌日を1日目と数えます。
 ※2 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校はできません。
 ※3 表中の「発熱期間」の最後の日に解熱したとします。

※発症した日を「0日」と数えますので、早く登校しないようご注意ください。